

■車種ごとの届出先

車種区分	申請窓口
原動機付自転車 (125cc以下)	* 役場財政課税務係 (内線 216・217・233)
小型特殊自動車	* 鬼鹿支所 ☎57-1111 * 達布支所 ☎58-1111
軽自動車 (660cc以下 3輪・4輪)	全国軽自動車協会連合会旭川事務所 ☎0166-53-7300
2輪のもの (125cc超250cc以下)	旭川運輸支局 ☎050-5540-2003
2輪のもの (250cc超)	旭川地方自家用自動車協会 ☎0166-51-1221

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している方に課税されます。廃車・譲渡・住所変更等の手続きは、令和5年3月31日までに行ってください。

軽自動車税(種別割)は、自動車税(種別割)と異なり、4月2日以降に廃車・譲渡等をしていても全額納付となります。(月割計算などは行われません)

3月31日まで!

軽自動車の廃車・譲渡・住所変更等の手続きは、



## 軽自動車税(種別割)の減免が受けられます

障がい者または、障がい者と生計を一にする方で、一定の要件に該当する方は、軽自動車1台に限り軽自動車税(種別割)が減免される制度があります。納期限【令和5年5月1日(月)】を過ぎるとその年度の減免を受けることはできません。なお、自動車税(種別割)との減免の併用はできません。

■該当要件

- 身体に障がいを有し、歩行が困難な方が所有する軽自動車
- 精神に障がいを有し、歩行が困難な方が所有する軽自動車
- 身体障がい者で18歳未満の方と生計を一にする方が所有する軽自動車
- 精神障がい者と生計を一にする方が所有する軽自動車
- 身体もしくは精神に障がいを有する方のみで構成される世帯の方を常時介護する方が運転する軽自動車

※対象となる障がいのある方の範囲についてはお問い合わせください。

■必要書類

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 納税義務者のマイナンバーカードまたは個人番号の通知カード(個人番号を記入していただくため)
- 免許証(実際に減免を受ける車を運転する方のもの)、車検証、納税通知書

◎問い合わせ先 財政課税務係(内線216・217)

## 令和5年4月1日から「北海道銀行」での窓口納付が有料になります

令和5年4月1日から、小平町が発行する納付書等を用いて北海道銀行の窓口で各種税・保険料・水道料金・使用料等をお支払いする際、1件880円の手数料が別途必要になります。

なお、北海道銀行の口座振替はこれまで通り無料です。

※すでにお手持ちの納付書等に北海道銀行が納付場所として記載されている場合でも、令和5年4月1日以降は別途手数料をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※4月以降、軽自動車税および固定資産税は地方税統一QRコードを用いての納付が可能となる予定ですが、このコードを使用し北海道銀行で窓口納付する場合、手数料はかかりません。(QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です)

■令和5年4月1日以降も窓口納付が無料でできる金融機関等

- \* 小平町役場または各支所
- \* 留萌信用金庫
- \* るもい農業協同組合
- \* 新星マリン漁業協同組合
- \* 北海道内の郵便局またはゆうちょ銀行(納付書によっては使用できない場合があります)

◎お問い合わせは、各種納付書等を発行する部署までお願いいたします。